

# 新型コロナウイルス感染症の影響等に係る対応について

令和4年3月29日  
長野労働局

## 1 企業、労働者からの相談等への対応

令和2年2月14日以降、長野労働局（雇用環境・均等室）、県内各労働基準監督署及び各ハローワーク（公共職業安定所・同出張所）に、「特別労働相談窓口」を設置。

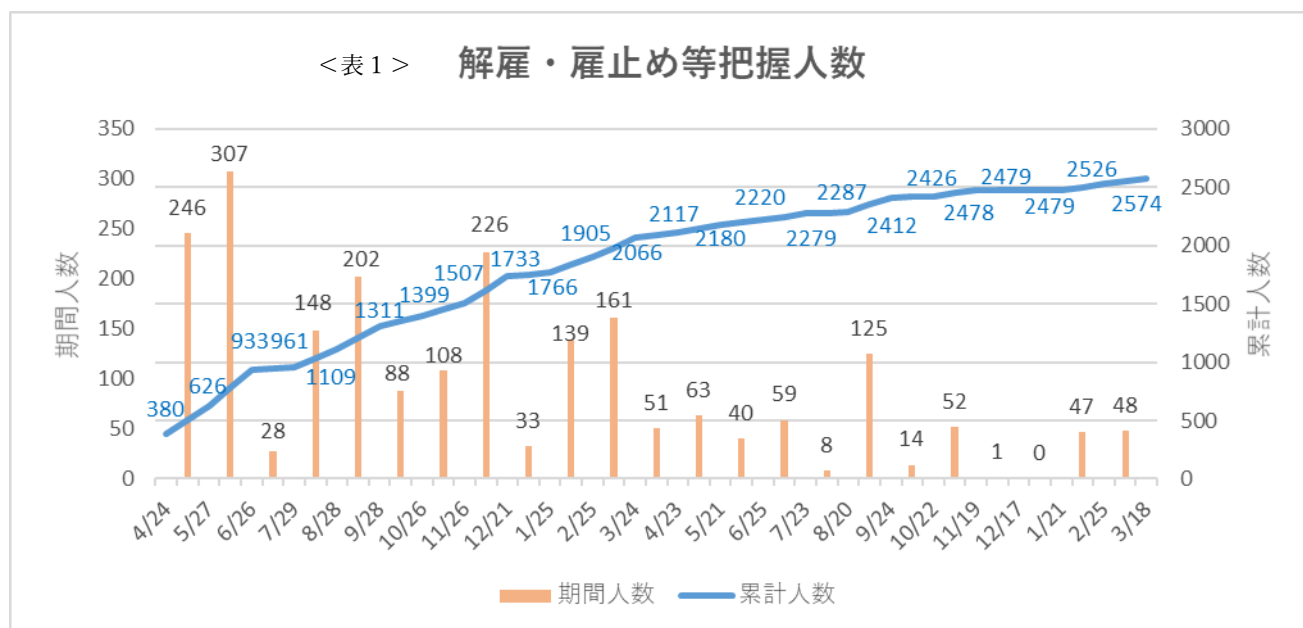
企業、労働者等からの問い合わせ・相談に応じるとともに、解雇・雇止めに関する情報があつた事案に対して、再就職支援や啓発指導を実施。

(1) 相談状況について ※令和4年3月18日時点の累計（カッコ内2月25日時点との差）  
27,454件（+284）

【相談者別】 事業主 20,982件、社会保険労務士 3,248件、労働者 2,382件など

【相談内容別】 雇用調整助成金等 22,590件、休業手当等 2,022件など

(2) 解雇・雇止め状況について（ハローワーク、需給調整事業室把握のもの、見込み含む）  
198事業所、2,574人（令和4年3月18日時点）



【産業別】（カッコ内2月25日時点との差）

労働者派遣業	48事業所・694人(0)	製造業	52事業所・801人(19)
宿泊業	24事業所・317人(0)	運輸業	11事業所・144人(0)
卸・小売業	13事業所・100人(8)	飲食業	17事業所・182人(0)
生活関連サービス業・娯楽業	15事業所・151人(21)	その他	18事業所・85人(0)

【地域別】

北信	41事業所・505人	東信	27事業所・468人
中信	78事業所・815人	南信	52事業所・786人

## 2 雇用調整助成金の特例措置による雇用の維持・確保等

### (1) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金

＜概要＞新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業活動の一時的な縮小により、労働者に対して休業・教育訓練・出向を行い、雇用維持を図った事業主の申請に基づき休業手当等の一部を助成する制度（「緊急雇用安定助成金」…雇用保険被保険者でない労働者の休業等を対象）

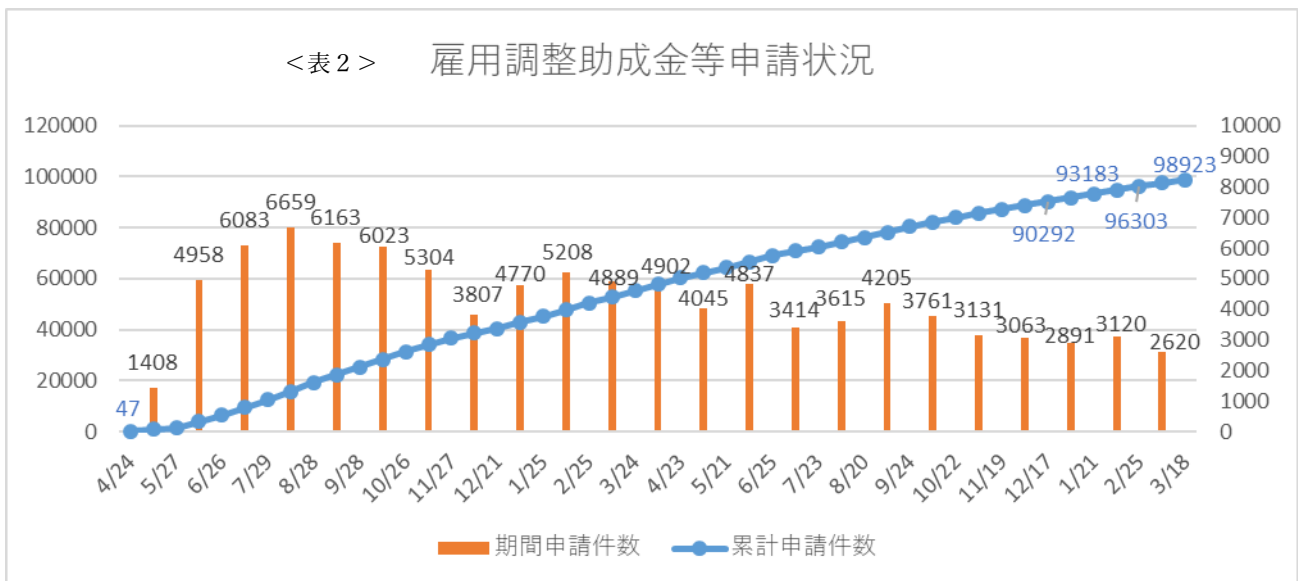
＜特例措置期間＞ 令和4年6月30日まで

※特例措置として助成内容を大幅に拡充するとともに手続きの簡素化を講じています。

◆申請等の状況 ※令和4年3月18日時点の累計（事業所数は延べ数）

支給申請 98,923 件（10,558 事業所）

支給決定 97,267 件（10,502 事業所）



#### ＜参考＞

雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を除く）の産業別内訳

支給決定 75,898 件 ※令和4年3月18日時点の累計

製造業 24,821 件、卸・小売業 10,921 件、飲食サービス業 10,131 件、  
宿泊業 7,289 件、生活関連サービス業・娯楽業 5,646 件など

◆支給決定金額 ※令和4年3月18日時点の累計

約 790.7 億円（雇用調整助成金約 739.8 億円 緊急雇用安定助成金約 50.9 億円）

### (2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

＜概要＞新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に雇用される労働者であって、休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方が個人申請する制度

※労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用等）も対象となり得ます。

＜休業対象期間＞ 令和4年6月30日まで

◆申請等の状況

※令和2年7月10日申請受付開始～令和4年3月18日時点（カッコ内2月25日時点との差）

支給申請 41,561 件（+1,805） 支給決定 33,019 件（+747）

### (3) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

＜概要＞子ども（※）の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主に支給する制度。

（※）①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

＜休業対象期間＞ 令和3年8月1日～令和4年3月31日までの休業（休暇取得）

※令和4年6月30日休業分まで延長する方針